平成２３年（フ）第１２５４号
広島市東区温品３丁目11番４号
債務者　森松　達雄
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　隆史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月23日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５１号
広島市安佐南区上安２丁目43番28―103号
債務者　田村　頼已
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月23日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７２６号
広島市佐伯区湯来町大字伏谷21番地234
債務者　小田　高秀
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長場　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１０号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師1245番地13
債務者　田中　幸男
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　康祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第３９２号
滋賀県湖南市中央４丁目72番地
債務者　奈須　哲男
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植平　朋行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月25日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２０号
神戸市西区大津和１丁目４番地の４　ロイヤルヒル２番館102号
債務者　宮武　征美
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝崎　准一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２６５号
愛媛県松山市恵原町甲1144番地３
債務者　平岡　節郎
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３７号
愛媛県松山市古川南１丁目９番１号
債務者　木村　敏章
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１３号
大分市大字中戸次4076番地　美園団地８棟106号
債務者　竹清　芳喜（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月29日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６４８号
埼玉県入間市大字仏子769番地２　ダイアパレス801、旧住所埼玉県入間市大字野田1484番地１　ガーデンコート入間602
債務者　鍋島　正視
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３６号
大分県日田市大字西有田477番地
債務者　森山　和夫
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅木　自敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第１８２１号
福岡県春日市春日原北町３丁目23番地フクエイビル402号
債務者　西岡　康博
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２９９号
函館市大川町１番86―401号
債務者　竹浪　正寿
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３１１号
函館市湯川町３丁目35番17号
債務者　荒木　英子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３１４号
北海道久遠郡せたな町瀬棚区島歌154番地１
債務者　高松　知之
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１１９０号
さいたま市緑区東浦和５丁目23番地２
債務者　大野麻友里
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４２号
埼玉県戸田市大字新曽1489番地　オッソボル・エスト201号室、旧住所埼玉県戸田市大字新曽2200番地の２　ロイヤルメドゥ北戸田402号室
債務者　佐々木匡義こと　金　　匡義
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係